

一般社団法人あおもり P G 推進協議会マーク等使用基準

(平成 28 年 7 月 1 日制定)

(目的)

第 1 条 この基準は、一般社団法人あおもり P G 推進協議会（以下、「協議会」という。）からブランド認証を受けた正会員が、その認証を受けた商品におけるマークやコピー（以下「マーク等」という。）を使用する場合に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(使用)

第 2 条 マーク等は、認証された商品、その商品の試供品、その商品のパッケージ等の他、その商品の販促に用いるポップ・チラシ・パンフレット・旗・のぼり等（以下「マーク等使用物品」という。）に使用することができる。

2 マーク等使用物品は、その物品を使用する前に、現物を 1 個以上協議会事務局へ届け出るものとする。また、商品及び外観等を変更した場合も同様とする。

3 マーク等は単色として濃淡はつけない。

(無認証での使用)

第 3 条 協議会会長は、マーク等の無認証での使用については、その使用の中止を求めることができる。

(補則)

第 4 条 この基準に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附則

1 この基準は、平成 28 年 7 月 1 日より施行する。